

受給資格期間の短縮について

1. 無年金者の現状

現在の無年金者数

- 無年金見込み者を含めた無年金者は、最大で118万人と推計されている。
- そのうち、一般的な年金受給年齢である65歳以上の者のうち、今後保険料を納付しても年金を受給できない者は、現時点において最大で42万人と推計されている。
(平成19年旧社会保険庁調べ。)

無年金者数

～保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たない者について～

	今後納付できる70歳までの期間を納付しても25年に満たない者	
60歳未満	45万人	} 118万人
60歳～64歳	31万人	
65歳以上	42万人	

(現時点において25年に満たない者)
—
(65万人)
(45万人)

(注1) 上記年齢は、平成19年4月1日現在である。

(注2) 合算対象期間は含まれていない。

(注3) 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年よりも短い場合であっても支給要件を満たす取扱いとする期間短縮の特例については考慮していない。

(注4) 被保険者資格喪失後の死亡情報は収録されていないため、既に死亡されている者を含んでいる可能性がある。

(注5) 共済組合期間など、社会保険庁で把握できていない期間は含まれていない。

- 65歳以上の者のうち、今後保険料を納付しても納付済み期間が年金受給に必要な25年に満たない者（約42万人）の納付済み期間を分析すると、10年以上25年未満の者が約4割、10年未満の者が約6割、となっている。

納付済 期間	10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	計
割合	59%	19%	15%	6%	100%

※端数処理のため合計が一致しない。

（平成19年（旧）社会保険庁調べ）

納付率の推移

- 国民年金保険料の平成22年度の納付率（現年度）は59.3%となっている。
- なお、現在、2年間は追納が可能（※）なため、平成20年度における最終納付率は66.8%となっている。

（※）先般成立した年金確保支援法の施行後は、時限的に追納可能期間が10年間となることとなる。

**①平成22年度の現年度納付率は、
59.3%** （対前年度比△0.7ポイント）

**②平成20年度最終納付率は、
66.8%**
（平成20年度末と比較して+4.8ポイント）

（平成22年度末時点）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
17年度分 保険料	67.1%	70.7%	72.4%			
18年度分 保険料		66.3%	69.0%	70.8%		
19年度分 保険料			63.9%	66.7%	68.6%	
20年度分 保険料				62.1%	65.0%	66.8%
21年度分 保険料					60.0%	63.2%
22年度分 保険料						59.3%

$$\text{※ 現年度納付率（\%）} = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

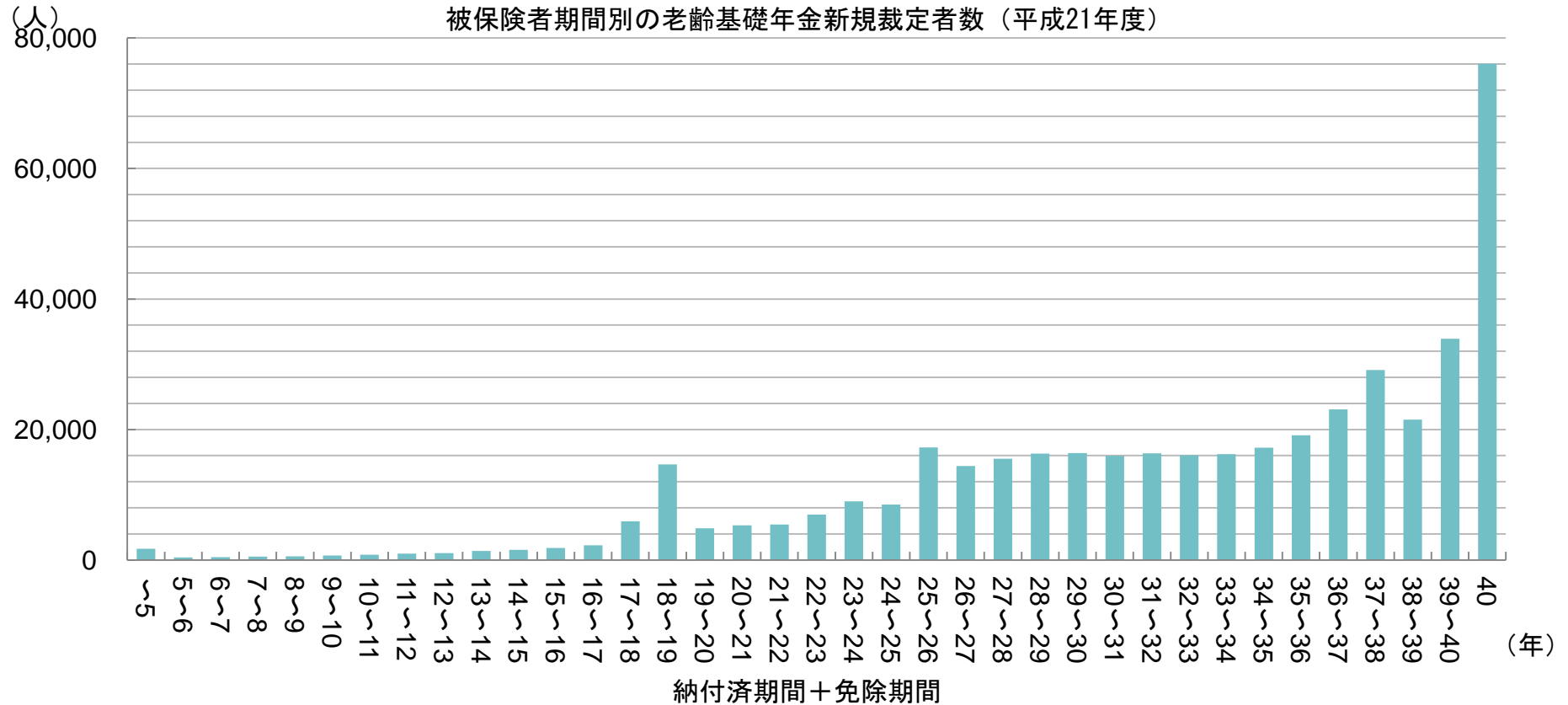
「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

※ 最終納付率は、20年度の保険料として納付すべき月数（法定免除・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

老齢基礎年金の新規裁定者の納付状況の分析

○ 老齢基礎年金を新規に裁定される者（※）の納付状況を分析すると、全体としては納付期間が長くなるほど人数が増加している。25年に着目すれば、25年に達したところで人数が増え、25年を超えると一旦人数が減少するという傾向が見られる。

（※）新規に裁定される者とは、その者にとって初めて年金の裁定行為がなされた者をいう。例えば、老齢基礎年金の裁定より前に、特別支給の老齢厚生年金の裁定を受けている者などは、分析に含まれておらず、基本的には2号期間がない又は短い者であると考えられる。



（平成21年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況）

（注）被保険者期間（＝納付済期間＋免除期間）には、合算対象期間は含まれないため、25年未満の者が存在している。
 例えば、平成21年（2009年）に65歳に達する者は、昭和61年（1986年）当時42歳であるため、昭和61年の第3号被保険者制度創設前に、専業主婦であって任意加入していなければ、その後の保険料納付済期間は、18～19年となっていると考えられる。

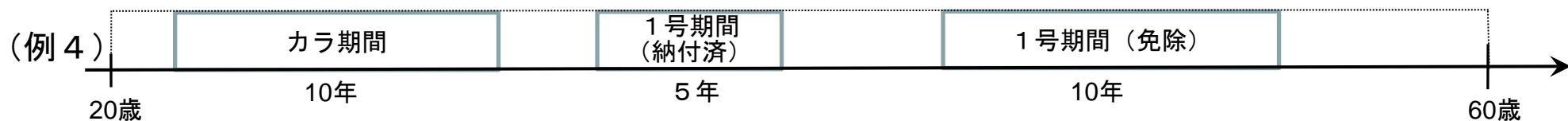
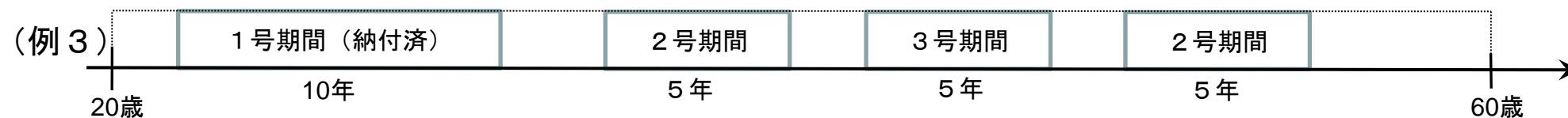
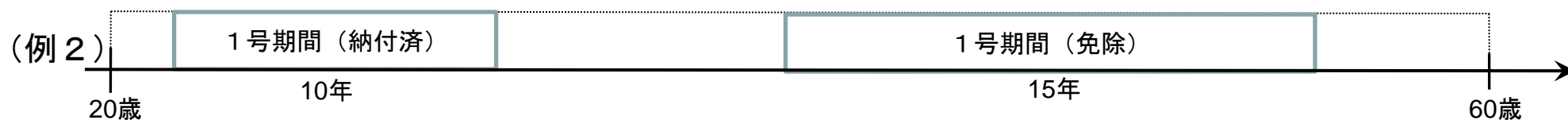
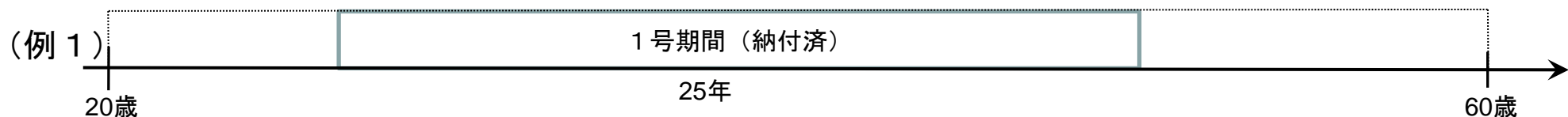
受給資格期間が25年と設定された経緯

- 現行年金制度においては、20歳から60歳までの間、被保険者として40年間の保険料納付義務が課されている。低所得等で保険料納付が困難な者は、保険料の免除制度が設けられており、保険料納付済期間と保険料免除期間等を合わせて25年あることが、現行年金制度の受給資格となっている。
- 受給資格期間を25年としたのは、国民年金の制度発足当時、
 - ① 厚生年金等が受給資格期間を20年としているのに対して、40年加入を原則とする国民年金において、受給資格期間を25年としても特別に長いとは判断されなかったこと
 - ② 低所得者には免除制度が設けられていて、25年と定めても低所得者に特に不利になるとは考えられなかったこと
 - ③ 当時の所得水準をみたときに、年金という名に値する額の支給を確保するには、25年の拠出期間を必要としていたことを考慮したためである。
- この25年の資格期間については、
 - ① 資格期間には、保険料納付済期間だけではなく、保険料免除期間（所得状況に応じきめ細かく多段階に設計）や合算対象期間（外国居住期間や基礎年金導入までの任意加入期間など）を幅広く算入し
 - ② 一定の者に対しては、70歳までの任意加入制度を設けている。

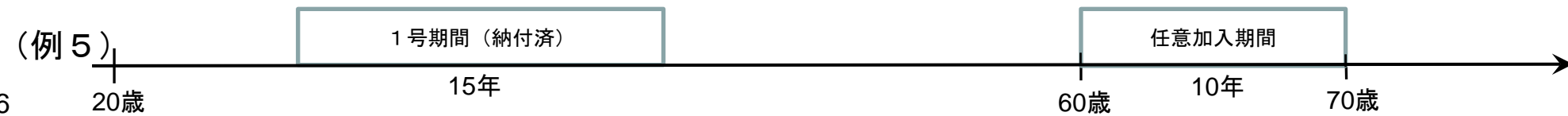
《参考：受給資格期間を満たす例》

以下を合算して25年となれば、年金が受給できる。

- 第1号被保険者（自営業者等）として保険料を納付した期間、免除された期間。
- 第2号被保険者（サラリーマン等）期間、第3号被保険者（専業主婦等）期間。
- 合算対象期間（カラ期間。基礎年金導入までの専業主婦や外国居住期間等で国民年金に任意加入していなかった期間等。）



※ 60歳時点で受給資格期間25年を満たさない場合でも、70歳まで任意加入することができる。



《参考：諸外国における年金の受給資格期間等について》

○ 日本の年金制度は、無業者も含めて強制適用対象としつつ、所得のない者は保険料免除を受けることを可能としているため、諸外国と比べて受給資格期間が長い。

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
受給資格期間	25年	40加入四半期 (10年相当) (*)	なし (**)	5年	なし	なし (***)
強制適用対象者	無業者も含む 国民皆年金	被用者及び年収400 ドル(約32,400円) 以上の自営業者	男性は16歳から65歳まで、 女性は16歳から60歳までで一定所得以上の被用者(週110ポンド(約14,410円)以上)及び自営業者(年5,075ポンド(約664,825円)以上)	民間被用者及び一部の職業に従事する自営業者(弁護士、医師等)	被用者及び自営業者	一定所得以上の被用者及び自営業者(年17,935クローネ(約233,155円)以上)
無業者の取扱い	強制適用対象	対象外	対象外 (任意加入は可)	対象外 (任意加入は可)	対象外 (任意加入は可)	対象外

※ 換算レートは2010年8月中に適用される基準外国為替相場及び裁定外国為替相場(1ドル=81円 / 1ポンド=131円 / 1クローネ=13円)による。

(*) 1,120ドル(2010年)の収入につき1加入四半期が付与される(最高で年間4加入四半期まで)。

(**) 2007年の法改正により受給資格期間は撤廃。ただし、1945年4月6日より前に生まれた男性及び1950年4月6日より前に生まれた女性は、旧法が引き続き適用され、年金給付にはそれぞれ11年又は9,75年の被保険者期間が必要。

(***) 保証年金については最低3年のスウェーデンでの居住が必要であり、満額受給は40年の居住が必要。

(資料出所) ・ Social Security Programs Throughout the World : Europe, 2008 / The Americas, 2009

・ The Mutual Information System on Social Protection

・ 財団法人年金シニアプラン総合研究機構「年金と経済」(2010年1月)ほか

過去の議論の経緯等

○ 社会保障審議会年金部会「社会保障審議会年金部会における議論の中間的な整理—年金制度の将来的な見直しに向けて—」（平成20年11月27日）より抜粋

3. 基礎年金の受給資格期間（25年）の見直し

○ この受給資格期間は、一定の年金額を保障するという最低保障的な機能があるものの、納付した保険料はできる限り年金給付に結びつけられるようにすべきであるという国民意識の高まりを踏まえ、無年金者対策として、思い切った短縮を検討すべきであるとの要請が強まっていることについて認識する必要がある。この受給資格期間の短縮については、滞納者を中心として保険料納付意欲の低下に結びつかないか、また、年金財政にどのような影響を与えるのかといった点に十分留意して判断する必要がある。

仮に短縮するとしても、諸外国の例や60歳の強制適用終了時点から最大10年間任意加入が可能であることなども踏まえれば、例えば10年程度とすることも考えられる。

また、いずれにせよ年金制度は40年加入が義務であり、年金加入が老後の生活保障にとって重要であることについて、引き続き周知・広報を図ることが重要である。

○ 各団体・マスコミの提言（平成23年2月19日・26日「社会保障改革に関する集中検討会議」提出資料より）

項目	日本商工会議所	朝日新聞	読売新聞	日本経済新聞	産経新聞
受給資格期間の短縮について	基礎年金の最低加入年数を現行25年から10年に短縮する、保険料の未納期間については受給資格者に満額の2分の1を限度に基礎年金を支給するなどの対応によって「無年金問題」の解消を図るべき。	保険料を25年間以上払わないと年金がもらえない現在の仕組みは改める。	受給資格期間を10年に短縮して無年金を少なく。	国内に10年以上住んだ人には老後、基礎年金を払う。給付額は満額で月6万6000円（現行と同等とする場合）。	受給資格期間を10年程度に短縮。

2. 社会保障・税一体改革成案における議論等

- ・ 国民皆年金の制度の下で、25年という受給資格期間を設定しているが、諸外国と比べても長い期間設定であり、ある程度納めた保険料に応じて給付を受けられるようにすべきとの意見が多く出されていることから、受給資格期間を短縮することを検討することを厚生労働省案として提出。
- ・ これを踏まえて、社会保障・税一体改革成案においては、「受給資格期間の短縮」について、法案提出に向けて検討することとされた。
- ・ 工程については、税制抜本改革とともに、2012年以降速やかに法案提出することとされた。
- ・ 社会保障・税一体改革成案においては、受給資格期間を10年に短縮する等の仮定で試算され、低所得者への加算・障害基礎年金への加算・受給資格期間の短縮を併せて、2015年で所要0.6兆円程度（注）とされているうちの約300億円となっている。

（注）加算対象者・加算水準・資産調査の有無等によって財政規模は変動する。

3. 受給資格期間を短縮する場合の主な論点

〔新たな受給資格期間〕

- 受給資格期間を短縮することは適当か。その場合、何年とすることが妥当か。
- 現在、無年金である者を対象として行うことが適当か。

〔低い年金となること〕

- 受給資格期間を短縮する場合、年金額が低い者を生み出すこととなることをどう考えるか。

〔納付意欲〕

- 納付意欲への影響をどう考えるか。また、低所得者への加算との関係をどう考えるか。

4. 新たな受給資格期間について

○ 受給資格期間を短縮することは適当か。その場合、何年とすることが妥当か。

- ・ 無年金者の救済という政策目的に照らし、また、納付した保険料に応じてできるだけ給付が行われるべきとの立場から、受給資格期間を短くすべきとの考え方がある。
(例) 受給資格期間を10年とする場合、65歳以上の者のうち今後保険料を納付しても25年に満たない者(約42万人)のうち、約4割(約17万人)が、年金受給につながると考えられる。(ただし、後述の「現在無年金である者を対象とするか」の論点との関係に留意。)
- ・ 一方、そもそも、所得のない無業者であっても、保険料免除を受けて将来の年金受給に結びつけることが可能である現行の年金制度において、受給資格期間を短縮することが適当と言えるか。
※ 受給資格期間に含まれない期間は、免除手続もとらずに保険料を滞納した期間だけである。現在の「25年」は、40年間のうち15年以内であれば、滞納があっても年金受給可能ということを意味しており、「25年」を短縮するのは、滞納があってもよい期間が長くなることを意味する。
- ・ あまりに短い受給資格期間とする場合には、滞納期間が長期である者にまで、極めて少額の年金を給付することの妥当性や、執行上のコストが問題となるのではないか。(後述の低い年金となることの論点との関係に留意。)
- ・ 仮に、受給資格期間を短縮する場合には、諸外国の年金制度では、例えば、受給資格期間を10年とする例(アメリカ)や、5年とする例(ドイツ)、受給資格期間を設けない例(フランス、イギリス、スウェーデン)などがあり、これらを参考に検討すべきではないか。

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
諸外国の受給資格期間(簡易版)	25年	40加入 四半期 (10年)	なし (2007年の法改正により受給資格期間は撤廃。ただし、旧法適用対象者の年金受給には男性11年、女性9.75年の加入期間が必要)	5年	なし	なし (保証年金については最低3年のスウェーデンでの居住が必要であり、満額受給は40年の居住が必要)

○ 現在、無年金である者を対象として行うことが適当か。

- 現行年金制度の下で、受給資格期間は25年であることを前提として保険料を納付又は滞納してきて、多くの方はルールにしたがい保険料を納めて年金を受給している中、結果として25年に満たずに受給年齢に達し、現在無年金となっている者に対しても、今後、事後的に立法される受給資格期間の短縮の効果を及ぼすことが適当かという論点がある。

(参考) イギリスでは2007年に受給資格期間を撤廃しているが、2010年4月5日以前に支給開始年齢に達している者に対しては、改正の効果を及ぼさないこととし、男性は11年、女性は9.75年の加入期間が必要であることとしている。

- この点に関しては、法律改正後に受給年齢となる者のみ、受給資格期間を短縮すべきとの考え方がある。一方、現に無年金である者に対して受給資格期間の短縮の効果を及ぼさないと、無年金者の救済という政策目的を果たせないとの考え方もある。
- 現在の無年金者にも法改正の効果を及ぼす場合であっても、法律改正が実施された時以降の月分の年金から受給できるようにすることが妥当であり、その者が65歳になった以降の年金額をまとめて受給できるわけではないと考えるべきではないか。
- なお、現在の無年金者にも法改正の効果を及ぼすとする場合に、過去に年金の受給資格期間を満たさないとして、これに代えて脱退手当金(※)を受給した者について、その当時にまで法改正の効果を遡及させ、脱退手当金の受給をなかったことにして、受給した額を返還して年金を受給できるようにするような措置まで必要があるのか。

(※) 脱退手当金：年金の通算の仕組み等が未整備であった時代に、加入期間が短い場合に年金給付に結びつかない事があったことから、一時金の仕組みが設けられていたもの。なお、昭和61年以降、年金制度の発展に伴い、昭和16年以前生まれの者を除いて基本的に廃止されている。

5. 低い年金となることについて

○ 受給資格期間を短縮する場合、年金額が低い者が出ることとなるが、どう考えるか。

- ・ 受給資格期間を例えば10年とする場合に、10年だけ納付して、その他の期間は免除も受けずに滞納した場合には、年金の月額が1.6万円強となる。また、10年間は全額免除を受け、その他の期間は滞納した場合には月額0.8万円強の年金だけを受け取ることとなるが、執行上のコストをかけて、生活を支えられないような低額の年金額を支払うようにすることをどう考えるか。
- ・ 老齢基礎年金の給付水準は、あくまで40年間納付した満額を前提として考えられているものであり、今後、受給資格期間を短縮し、納めた保険料に応じた給付が少額でも支給されるようになる場合には、そこで支給される年金額が低くなってしまふことについては、制度の前提とは離れた例外的なものであり、やむを得ないものと考えるべきではないか。

＜受給資格期間短縮の場合の年金月額＞（平成23年度）

		免除なし	半額	全額免除
現行制度	40年	65,741円	49,308円	32,875円
	25年	41,091円	30,816円	20,541円
受給資格期間短縮後	20年	32,875円	24,650円	16,433円
	10年	16,433円	12,325円	8,216円
	5年	8,216円	6,166円	4,108円

6. 納付意欲への影響について

○ 納付意欲への影響をどう考えるか。また、低所得者への加算との関係をどう考えるか。

- ・ 25年に達した段階で納付を終了する者も一定程度存在すると考えられることから、受給資格期間を短縮（例えば10年）した場合、10年に達した段階で納付しなくなる者が増加する可能性があり、納付意欲に対する何らかの影響が生じてしまうのではないか。
- ・ 受給資格期間の短縮は、納めた保険料ができるだけ給付に結びつくようにするための措置であるが、
 - ① 公的年金制度は、世代間扶養の仕組みであり、20歳～60歳の間の40年間、保険料を納めていただき、この間の高齢者を支えていただくことが基本であること、
 - ② 保険料を納付することにより将来の年金額が増え、40年で満額となること
 - ③ 公的年金制度の中には、老齢年金だけでなく、障害年金・遺族年金の仕組みがあり、月々の保険料納付は、これらの保障を受けるためにも必要であること
を十分に周知することにより、納付意欲への影響を軽減していく必要があるのではないか。
- ・ 一方、受給資格期間を短縮することにより納付意欲が増す方向での影響としては、例えば50歳の時点でもうこれから保険料を納付しても年金受給につながらないと考えていた無年金見込み者が、50歳の時点からでも保険料納付を行うようになるという効果も考えられるのではないか。
- ・ なお、別途検討する低所得者への加算の制度において、受給資格期間短縮によって生じた低年金の低所得者については、加算額に段階を設ける等の措置を講じ、納付意欲への影響を軽減していく必要があるのではないか。